

水産物トレーサビリティ

～IUU漁業と闘うためにRFMOによる漁獲証明制度間の
整合性を図るには～

2021年12月



EU IUU FISHING COALITION

EU IUU連合



OCEANA

The Nature
Conservancy



Written by Mr Bertrand Cazalet and Mr Eric Mostert in cooperation with the EU IUU fishing Coalition

Design by Kat Price

The Environmental Justice Foundation (EJF), Oceana, The Nature Conservancy, The Pew Charitable Trusts and WWF are working together to promote EU leadership in improving global fisheries transparency and governance to end illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing.

For further information about this report, please contact:

Georg Werner, Environmental Justice Foundation, Tel: +49 (0)40 2286 4929, georg.werner@ejfoundation.org

Vanya Vulperhorst, Oceana, Tel: +32 (0)2 513 2242, vvulperhorst@oceana.org

Emily Langley, The Nature Conservancy, emily.langley@tnc.org

Nikolas Evangelides, The Pew Charitable Trusts, Tel: +44 (0)207 535 4232, nevangelides@pewtrusts.org

Antonia Leroy, WWF, Tel: +32 485 692 085, aleroy@wwf.eu

For more news, updates and documents supporting the EU to end IUU fishing, visit: www.iuuwatch.eu or contact: info@iuuwatch.eu

本報告書の日本語版は、IUU 漁業対策フォーラムが EU IUU 連合の承諾を得て翻訳をしたものです。

日本語でのお問い合わせは以下までお願いいたします。

IUU 漁業対策フォーラム info@iuuwatch.jp

WWF ジャパン fish@wwf.or.jp

The Nature Conservancy (TNC) yukiko.kuwata@tnc.org

目次

はじめに.....	4
多国間漁獲証明制度の重要性.....	5
I. 既存の RFMO による漁獲証明制度の評価.....	7
世界の漁獲証明制度（ICCAT、CCAMLR および CCSBT のもの）の比較.....	8
漁獲証明制度と IOTC の統計証明制度の比較.....	13
現在整備中の漁獲証明制度について.....	14
II. 水産物のトレーサビリティ向上における多国間漁獲証明制度の役割.....	16
片務的制度和比較した多国間制度の強み.....	16
強力な漁獲証明制度に対する脅威.....	16
すべての人の利益のために制度間の整合性を確保する機会はどこにあるのか.....	20
III. 調和のとれたグローバルな漁獲証明制度を策定するための最低基準の提案.....	23
最終提言.....	27

Cover photo credit: © Oceana | Enrique Talledo



はじめに

水産製品を正確に追跡することは、漁獲や水揚げのほか、(仲買人などによる) 漁業者からの魚の買い取りからさまざまな専門の仲介業者間の取引にいたるまで、水産製品の合法性をバリューチェーンのすべての段階で保証するために非常に重要である。水産物のトレーサビリティは、関係する国や地域が課している法的義務を確実に遵守させるだけでなく、世界の水産資源の持続可能な管理に対する最大の脅威の一つである「違法・無報告・無規制漁業 (IUU 漁業)」と闘うためにも役立つ。また、IUU 漁業との闘いにおいて不可欠な水産業界の透明性を高めるためにも不可欠なものとなっている。

トレーサビリティは食の安全を目的とし、「生産、加工および流通の特定の各段階において食品の動きを追跡できるようにすること」と定義されている¹。水産製品の場合、トレーサビリティは、漁業の操業時、船上での加工、そしてその後の包装、輸送、保管などといった最終消費者に届くまでの各段階で衛生的な状態を確保するために重要なものとなっている。さらに、水産物のトレーサビリティには、水産物の持続可能性にとって不可欠なもう一つの側面がある。それは、漁獲、加工、販売された製品に、国や地域で合意された漁獲割当量などの法的義務を確実に遵守させるための監視、検証および認証である。

世界的に特に貴重な水産資源の多くを広大な海域において長期的に存続させ、持続的に管理する責任を負う国々が協力について討議する場として、中心的な役割を果たしているのが「地域漁業管理機関 (RFMO)」だ²。この責務のもと、RFMO の加盟国および協力的非加盟国は、透明性を向上させ IUU 漁業と闘うためにトレーサビリティなどに関する保全管理措置 (CMM) を採択するという、他に類のない立場にある。

RFMO の加盟国および協力的非加盟国によって策定および合意された多国間の「漁獲証明制度 (CDS)」は、サプライチェーン全体を通して水産製品の重要な情報を記録、伝達するよう求めており、トレーサビリティを向上させる効果的なツールとして実証されているだけでなく、IUU 漁業との闘いにも貢献している³。しかしこれまでの動きを見ると、サプライチェーンに沿った水産物の追跡についての世界的な進展はどの RFMO でも滞っている。その理由として、各加盟国または協力的非加盟国における優先度が低いこと、CDS が専門性の高い性質を持つこと、また、国連による RFMO のパフォーマンス評価プロセスでも強調されているように、RFMO が全体的な改革を十分かつタイムリーに実施できないことなど、さまざまな要因が挙げられる⁴。CDS の実施は、各国からの膨大な援助を必要とする長期的なプロセスであり、特に途上国にとっては困難を伴う。さらに、資源管理を目的として RFMO により多国間で定められたものや、違法漁獲が自国市場に入るのを防ぐために輸入国が片務的に定めたものなど、各国がさまざまな CDS を遵守しなければならないとなると、より一層困難が増すことになる。

そこで本報告書では、「大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)」、「南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (CCAMLR)」および「みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)」がそれぞれ運営する既存の多国間 CDS システムと、「インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)」の統計証明制度 (SDP) について調査した。この SDP は厳密には CDS ではないが、IOTC は SDP を CDS として機能させようとしている。他の組織 (ICCAT など) の SDP が CDS として運用されている事例はまだない。本調査で IOTC の SDP を分析することにより、まぐろ・かつお・かじき類に特化したこの RFMO の CDS 導入を期待しつつ、議論が広がってほしいと考えている。

最後に、本調査は、CDS の範囲を拡大し効果を高めることを目的に一連の提言を行っている。例として、汎用性のある CDS モデルを活用し、依然として残っているトレーサビリティの抜け穴を排除するために、世界的に CDS 間の整合性を取り、対象を拡大するための基準を提案している。また、近年、水産業界⁵ や市民社会⁶、国連食糧農業機関 (FAO) の資料⁷ などが推奨している主要データ要素 (KDE) を参照したうえで、現行の CDS が主に対象としている単一魚種を狙う漁業だけでなく、CDS の実施との関連がますます高まっている複数魚種を狙う漁業、小規模漁業および遊漁にも適用可能な最低基準を提案している。究極的には、CDS 間の整合性という概念が、

1 FAO, WHO. 2019. Codex Alimentarius Commission Procedural Manual. Rome. <http://www.fao.org/publications/card/en/c/CA2329EN/>

2 The United Nations Fish Stocks Agreement (UNFSA). 1995. <https://sustainabledevelopment.un.org/topics/oceans/unfishstock>

3 HOSCH, G., BLAHA, F. 2017. Seafood Traceability for Fisheries Compliance: Country-Level Support for Catch Documentation Schemes. FAO Fisheries & Aquaculture Technical Paper no. 619. Rome, FAO. <http://www.fao.org/3/a-i8183e.pdf>

4 United Nations. 2016. Review Conference on the Agreement for the Implementation of the Provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982 Relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks. Report of the Resumed Review Conference, A/CONF.210/2016/5 (1 August 2016). <http://undocs.org/A/CONF.210/2016/5>; The Pew Charitable Trusts. 2019. International Fisheries Managers' Response to Performance Reviews Insufficient <https://www.pewtrusts.org/en/research-and-analysis/issue-briefs/2019/05/international-fisheries-managers-response-to-performance-reviews-insufficient>

5 Global Dialogue on Seafood Traceability (GDST). <https://traceability-dialogue.org>

6 EU IUU fishing Coalition. 2020. A comparative study of key data elements in import control schemes aimed at tackling illegal, unreported and unregulated fishing in the top three seafood markets: the European Union, the United States and Japan <http://www.iuuwatch.eu/wp-content/uploads/2020/11/CDS-2020-report-EN-WEB-Nov-2020.pdf>

7 FAO. 2017. Voluntary Guidelines for Catch Documentation Schemes. Rome. <http://www.fao.org/iuu-fishing/resources/detail/en/c/1132200/>

既存の CDS 間の調和とは異なる段階的なプロセスの一部であるという点に注意することが重要となる。CDS 間の調和は最終目的として考慮すべきではあるが、既存の CDS は多様で複雑なので、各 RFMO はまず、互いの CDS の相互承認と相互運用を可能にするプロセスを実施する必要がある。そうすることによって本調査で示された最低限の整合性基準（第 III 章参照）が採用され、調和、すなわち、既存のすべての CDS を組み合わせて反映した単一のグローバルな CDS の確立が進むはずである。



© Oceana | Carlos Minguell

多国間漁獲証明制度の重要性

IUU 漁業に従事する船舶が港湾を使用して漁獲物を水揚げすることを阻止するための「寄港国措置⁸」は、CDS を真に効果的なものとするために、寄港国だけでなく、旗国や沿岸国、市場国でも効果的に適用されなければならない。実際、CDS を検証する当局（可能であれば沿岸国の協力を得た旗国）と漁獲物の水揚げを管理する当局（寄港国）のいずれにとっても、漁獲証明書などに示されたデータの正確性を確認できるのは水揚げ作業中なので、港湾は非常に重要な役割を果たしており、この確認によって、漁獲物は市場（市場国）に出た時点で合法性が保証されることになる。そのためには、各国が制度、法律および運用の各面において体制を十分に整えている必要があるが、現時点では、これがどの国でも実現しているとは言えない。なお、これまでに、寄港国措置について各国が責任を果たせるようにするための能力開発の取り組みが世界中で実施されてきている。その一つが FAO のグローバル能力開発プログラムであり、2017 年から 2021 年 7 月までに 43 カ国を支援し、近々さらに多くの国で実施される予定となっている。これは、寄港国措置をはじめとする IUU 漁業対策となる国際的な方策を効果的に適用するためには、依然として多くの国が法的枠組みや運用手順を改善していく必要があるという状況を示している⁹。

8 Lövin, Isabella. "If we don't protect the ocean, humanitarian disaster awaits," World Economic Forum, June 8, 2018, <https://www.weforum.org/agenda/2018/06/if-we-dont-protect-ocean-humanitarian-disaster-world-oceans-day/>

9 FAO. Agreement on Port State Measures (PSMA), ongoing capacity building efforts website: <http://www.fao.org/port-state-measures/capacity-development/ongoing-capacity-building-efforts/en/>

世界的に見て、国を超えた幅広い参加と協力を可能にする望ましい水産物トレーサビリティシステムなのは多国間 CDS だ¹⁰。しかしながら、RFMO が多国間 CDS を実施する場合、その可能性が十分に生かせずに製品のトレーサビリティを十分に把握できていないことが多い。この大きな原因は、RFMO が対象となる魚種、海域および漁業をそれぞれ非常に細かく定め、それらに特化していることである。これによって、既存の CDS が、違法漁獲物が自国市場に入るのを防ぐための片務的輸入制度などの他のシステムと補完し合い、サプライチェーンをまたいで全体像を示すことができる可能性が限定されてしまっている。

一方、さまざまな CDS が世界中で乱立すると、相互運用性や調和を欠いたつぎはぎのような状態になり、各国は輸入を監視するために、あるいは水産製品を輸出しようとする際に、多くの異なる CDS のモデルを熟知したうえで運用しなければならず、負担が生じる可能性がある。さらに、いつ、どの船が、どのように魚を捕獲したかという情報、そしてそれについてのデータの提供方法は RFMO ごとに異なっており、かつお・まぐろ類に特化した RFMO のように同じ科の魚種を管理する組織間でも異なる。このように一貫性がないため、さまざまな規制の枠組みが混在し、持続可能な漁業管理や水産物のトレーサビリティに支障をきたしている。それぞれの漁業によって特殊性があるため、こうした混乱はある程度は正当化できるが、管理手続きの数が増えることで規制当局の業務を妨げるほか、異なる制度が複数あることで管理上の負担が大きくなり、企業のコンプライアンス費用を増大させる可能性もある。

なお、多国間 CDS は、限られた数の魚種のみを対象としている点に注意しておくことが重要だ。2021 年 7 月の調査時点では、タイセイヨウクロマグロ (*Thunnus thynnus*)、ミナミマグロ (*Thunnus maccoyii*)、ライギョダマシ (*Dissostichus mawsoni*) およびマジェランアイナメ (*Dissostichus eleginoides*) を対象としている。これらの魚種が世界の野生魚の総漁獲量に占める割合は非常に小さい (0.071%、表 1 参照) が、一方で非常に商業的価値は高い (2020 年の世界全体での売上高はかつお・まぐろ類が 393 億ドル、メロ類 [ノトテニア科] が 2 億 3170 万ドルに達する)¹¹。

表 1 | 多国間漁獲証明制度の対象魚種の漁獲量が世界の野生海産魚の漁獲量に占める割合

2018年	重量(トン)	
世界の野生海産魚漁獲量	84,412,380	
タイセイヨウクロマグロ	29,514	0.071 %
ミナミマグロ	15,026	
ライギョダマシ	4,197	
マジェランアイナメ	11,026	

<出典> FAO. 2020. FAO Yearbook. Fishery and Aquaculture Statistics 2018. Rome. <https://doi.org/10.4060/cb1213t>

多国間 CDS に加えて、欧州連合 (EU) の IUU 漁業規則により制定された漁獲証明制度や米国の水産物輸入監視制度 (SIMP) など、限られた数だが片務的輸入制度も施行されている¹²。水産物は世界で最も取引されている食料であり、また、魚資源への圧力と需要が高まっているなかで¹³、多国間トレーサビリティ制度があれば、特定の市場に入る漁獲物や製品の一部をチェックするのではなく、サプライチェーン全体を通して特定の魚種とその加工品を完全に追跡することができるようになる。持続可能な漁業と世界の水産物取引を支えるこうした制度の重要性を考慮し、本調査は、RFMO の CDS を通じた多国間トレーサビリティ制度に加え、それらが対象とする生産水域および魚種を拡大するために現在進められている改正に焦点を当てている。ただし、トレーサビリティシステムの世界的な一貫性と相互運用性という目的に関しては、米国や EU の片務的な取り組みとの相補的なつながりを考慮している。

10 FAO. 2017. Voluntary Guidelines for Catch Documentation Schemes. Rome. <http://www.fao.org/iuu-fishing/resources/detail/en/c/1132200/>

11 Tridge market, Overview of Global Toothfish Market. consulted in August 2021, <https://www.fortunebusinessinsights.com/industry-reports/tuna-fish-market-100744>; <https://www.tridge.com/intelligences/toothfish>

12 EU IUU fishing Coalition, 2020: A comparative study of key data elements in import control schemes aimed at tackling illegal, unreported and unregulated fishing in the top three seafood markets: the European Union, the United States and Japan <http://www.iuuwatch.eu/wp-content/uploads/2020/11/CDS-2020-report-EN-WEB-Nov-2020.pdf>

13 FAO. 2020. The State of World Fisheries and Aquaculture 2020. Sustainability in action. Rome. <https://doi.org/10.4060/ca9229en>

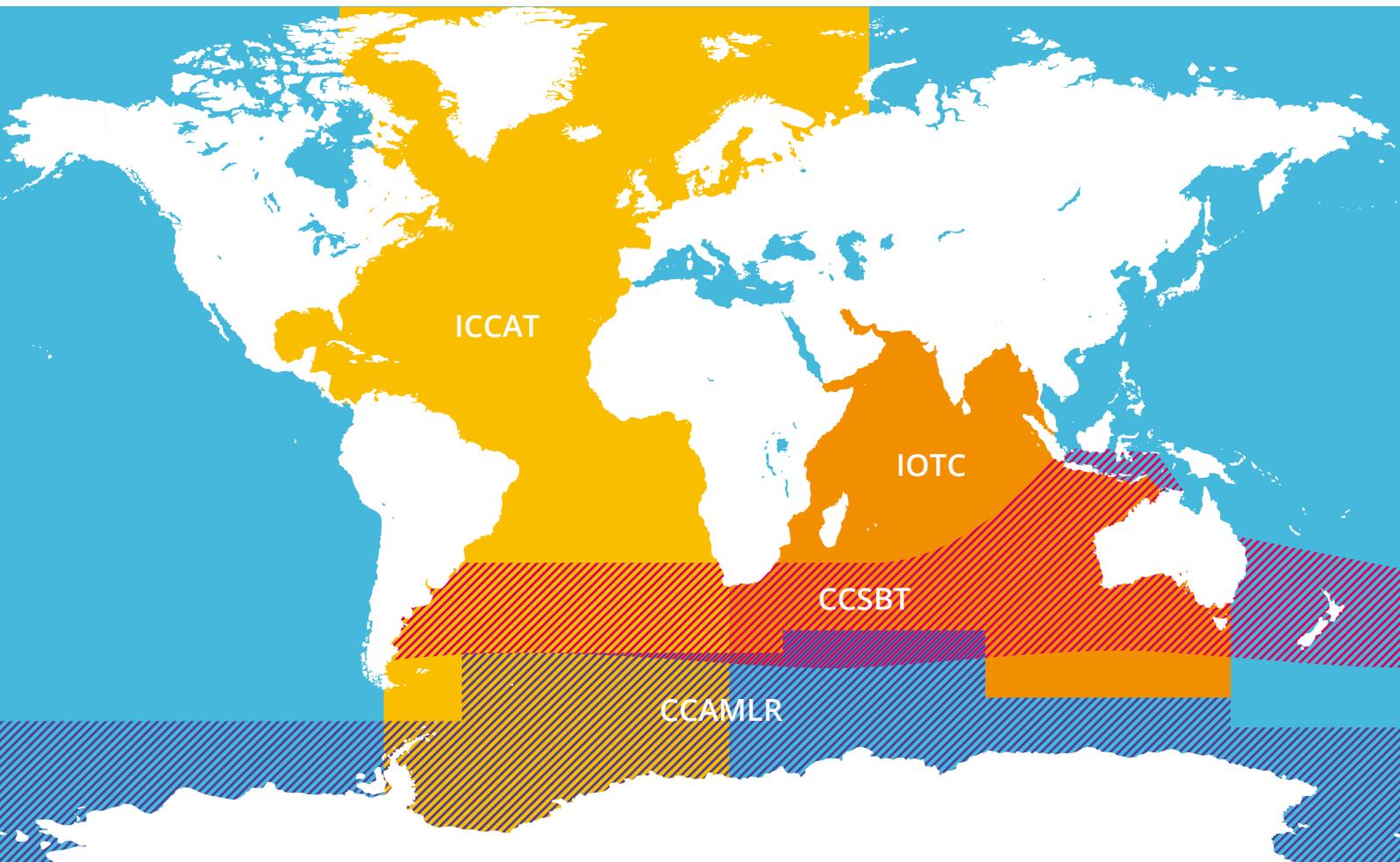
I. 既存のRFMOによる漁獲証明制度の評価

さまざまな RFMO の CDS ごとの違いがあるのは、主としてそれらが最初に生まれた背景と、規制しようとしている漁業の種類が異なるためである。

適切に策定され強力に実行されている CDS は、制度の改正や範囲の拡大の過程において、無免許操業、漁獲量の誤報告または過少報告、現行規制の遵守義務違反など、IUU 漁業の一般的なケースのほぼすべてに対処し、これらを排除することを目指してきた。

本調査では、まず ICCAT、CCSBT および CCAMLR が実施する三つの既存の多国間 CDS について比較分析を行った。それぞれの範囲、長所および短所を簡単に説明した後、相互比較により、現行の輸入制度との適合性に焦点を当てるとともに、それぞれのパフォーマンスについて判断している。なお、ここでは IOTC の SDP についても説明している。これは厳密には CDS ではないが、IOTC はこの SDP を発展させ、CDS のモデルとして活用しようとしている。ICCAT など、他の RFMO の SDP が CDS として運用されている事例はまだない。現在 IOTC で進んでいる議論を見れば、SDP が将来の CDS の基準となる可能性はあるが¹⁴、厳密には CDS ではないため、今回の比較対象とはしていない。

CDS を取り巻く世界的な展望は多様であり、世界中の RFMO や地域レベルのプラットフォームでさまざまな新しい枠組みが議論されている。このため本報告書は、すべてのステークホルダーに対して、協力してこれらの枠組み間の整合性を取り、最終的に調和がとれたものにするよう呼びかけている。そうすることで、さまざまな要件を遵守するための管理上の負担が軽減されるだけでなく、グローバルなバリューチェーンの透明性の確保と IUU 漁業に関連する製品の排除が積極的に促されるだろう。



14 IOTC. 2016. Report of the 2nd IOTC Performance Review. Seychelles 2–6 February & 14–18 December 2015 https://www.iotc.org/sites/default/files/documents/2016/04/IOTC-2016-PR1OTC02-RE-_FINAL_0.pdf

世界の漁獲証明制度（ICCAT、CCAMLR および CCSBT のもの）の比較

表2は既存の三つの多国間CDSの枠組みを示しており、トレーサビリティを確保するために現在使われているツールや仕組みについて説明し、最後に各CDSの長所と短所を評価している。ただし、これらのCDSを完全に理解するためには、いずれも特定の漁業向けに非常にピンポイントに作られたものであり、グローバル化した漁業のバリューチェーンを監視することを意図して作られたものではないということを念頭に置かなければならない。

例えば、最も強固で簡潔だと考えられているCCAMLRの枠組みは、大規模商業漁業に従事する比較的少数の漁船によるメロ類漁業に最適となるよう制度設計されている。メロ類漁業は、組織化が進んだ企業により、他の魚種と比べて小規模ながらも利益の高い市場で営まれており、おそらくそのため、少数の事業者に適したシステムを導入しやすかったのだ。

一方、地中海や大西洋におけるタイセイヨウクロマグロ漁業とその関連事業は、ICCATの監督のもと、何千隻ものさまざまなサイズの船舶によって多様な漁具や漁法を用いて行われており、遊漁もあれば、商業漁業もある。このような状況では、複数魚種を狙う漁業と単一魚種を狙う漁業の両方で、これほど多様なステークホルダーに対応することに加え、従事している漁業の社会経済的性質や操業海域といった観点において非常に多様な漁業者の特性も組み込んだ効果的なトレーサビリティ制度を構築することが求められ、いっそう複雑になる。ICCATのシステムは複数の例外項目によって煩雑になっており、特に小規模漁業による漁獲の記録に関する例外項目を設けている点が、このCDSが複雑なものだと考えられている所以だろう。しかし、このモデルは、遊漁を考慮している唯一のRFMOがICCATであるという現状においては、複雑な漁業に適する強力なモデルであるということが実証されている。

CDS間の整合性に向けた見通しについては、非常に多様な漁業の特性に対して各CDSがどの程度適応できるかを考慮しなければならない。また、単一魚種か複数魚種か、用いる漁具が1種類なのか複数種類なのか、船団の規模の大小、さらには遊漁かどうかなど、対象漁業の主な特徴によって各CDSの複雑さは変わるうえ、各特徴の複雑さが積み重なっていく。この範囲の広さにより、汎用性のあるトレーサビリティの仕組みを、整合性を図るための柔軟で適応性のあるプロセスに組み込む方法が複雑になっている。最後に、CDSはトレーサビリティの宣言型要素に過ぎず、漁獲活動や漁獲後の作業のさまざまな段階において、強力な戦略的な検査システムによって補完される必要があるということを肝に銘じておかなければならない。



表 2 | ICCAT、CCAMLR および CCSBT の漁獲証明制度の範囲とパフォーマンス

		CCAMLR	CCSBT	ICCAT
CDS の範囲	対象魚種	すべてのメロ類 (<i>Dissostichus</i> spp.)、すなわちライギョダマシとマジランアイナメ。なお、CCAMLR の CDS は、かつお・まぐろ類以外を対象とする唯一の地域漁業機関 (RFB) の CDS である。	ミナミマグロ	タイセイヨウクロマグロ。なお、このほか 2 魚種 (メバチマグロおよびメカジキ) を対象とする SDP の策定が進行中である。
	管轄水域	CCAMLR の管轄水域に適用される。なお、条約海域外で捕獲されたメロ類が加盟国または協力的非加盟国で水揚げまたは輸入された場合、あるいは加盟国または協力的非加盟国から輸出または再輸出された場合にも適用される。	すべてのミナミマグロを対象としている。遊漁を除き、条約海域は設けていない。	地中海を含む、大西洋および隣接するすべての海域
	電子システム	完全電子化済み。CCAMLR は、2010 年に電子 CDS (e-CDS) を義務として導入した最初の組織である。	紙ベースのシステムだが、電子版への移行が検討中である。 この制度は 2010 年に施行され、統計証明制度に取ってかわった。 CCSBT の事務局長が、CDS の文書データを電子データベースにまとめる役割を担っている。ただし、このデータには厳格な守秘義務が適用されるため、当該データを認証した当事国にのみ公開される。	大規模商業漁業には全面的に電子システムが導入されており、一部の小規模漁業にも適用されている。タイセイヨウクロマグロの CDS は電子的な場合「eBCD」、紙ベースの場合「BCD」とそれぞれ呼ばれている。紙ベースの利用は、小規模漁業が eBCD を利用できない場合に限られている。BCD は 2007 年に、eBCD は 2012 年に、それぞれ施行された。
	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> すべてのメロ類の漁獲と水揚げに関する情報を記載した「めろ漁獲証明書 (DCD)」 すべてのメロ類の輸出に関する情報を記載した「めろ輸出証明書 (DED)」 すべてのメロ類の再輸出に関する情報を記載した「めろ再輸出証明書 (DRED)」 	<p>ミナミマグロに関するすべての漁獲作業、転載、水揚げ、輸入、輸出および再輸出の実施について、CCSBT の適切な漁獲記録文書の添付が義務付けられている。</p> <p>また、すべてのミナミマグロ製品には固有の番号が振られたタグの付与が求められ、すべてのタグ番号を漁獲標識様式に記録しなければならない。CCSBT の CDS にはいくつかの様式がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁獲モニタリング様式 (CMF) 畜養活け込み様式 (FSF) 蓄養移送様式 (FTF) 再輸出 / 国産品水揚げ後の輸出様式 (REEF) 漁獲標識様式 	漁獲から輸出までのすべての段階をカバーするオールインワンの様式 (eBCD)

		CCAMLR	CCSBT	ICCAT
CDS の範囲 (続き)	対象となる製品	メロ類の全魚種、すなわちライギョ、ダマシとマジランアイナメの2種を対象としている。	漁獲地点から国内または輸出市場における（仲買人などによる）漁業者からの魚の買い取り地点まで、すべての製品フローを対象としている。	普通に捕獲された魚（丸ごとのものまたは加工されたもの）、または活魚（養畜用）を対象としている。また、ICCAT の用語集で示された15種類以上の漁法が対象となっている。 これによれば、特定の漁法が対象とされているもの（魚突き、延縄など）、船舶の性質が対象とされているもの（まき網、中層トロールなど）、また、固定漁具（わななど）が対象として指定されているものがある。 操業の種類も具体的に示さなければならぬ。すなわち、それが狙い操業によって得た個別の漁獲なのか、（事前に許可を得た）複数魚種を狙う操業で得た漁獲なのか、偶発的に得られた混獲だったのかということである。
	これ以外に報告および記録が必要な活動	水揚げまたは輸入されたメロ類の原産地、あるいは自国から輸出または再輸出されたメロ類の原産地	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養畜とその後の取引を目的とする活魚の取引 ・ 活魚の取引後に曳船間で行われる活魚の移転譲渡 ・ 港湾での死魚の転載 ・ ケージ養殖 ・ ケージ間の移動 ・ 養殖後の漁獲 ・ 後日の消費を目的に死魚を販売または輸出するための取引 ・ 過去に輸入したタイセイヨウクロマグロ製品を輸出する際のタイセイヨウクロマグロ再輸出証明書（BFTRC）
パフォーマンス	長所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完全にデジタル化されたシステムであり、強固かつ適切に設計されたデータベースにより、リアルタイムで情報を検証できる。 ・ メロ類漁業は、他の漁業よりも比較的少数の大規模商業漁業に従事する漁船によって行われているため、CDS の運用が容易である。また、従事者（漁業会社、船長、輸出業者、輸入業者および市場国）の数が限られているため、ソフトウェアの使用に関するトレーニングを容易かつ迅速に行える。 ・ メロ類の全魚種を対象としている。他の RFMO の CDS はいずれも単一魚種のみを対象としている。 ・ 承認された当局であればこの e-CDS に自由にアクセスし、データを照合できるため、違法に漁獲されたメロ類を含む積み荷を発見しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CCSBT のすべての漁獲記録文書に固有の文書番号が付与されており、偽造防止に役立っている。 ・ 合法的に捕獲されたすべてのミナミマグロに固有のタグが付けられる。 ・ 狙い操業による漁獲だけでなく、偶発的に漁獲されたミナミマグロも対象となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完全に電子化されている。 ・ 簡単にアップグレードできる機能的なウェブベースのインターフェースで運用されている。 ・ 狙い操業による漁獲物と偶発的な漁獲物を対象としている。 ・ タイセイヨウクロマグロ漁業の免許を持たないが、時折タイセイヨウクロマグロが獲れることがあるという者が市場でタイセイヨウクロマグロを売るためには、ICCAT のシステムに登録し、漁獲を報告しなければならない。 ・ 国家機関が発行したタグをマグロに装着するという物理的な標識の義務によって、この CDS は補完されている。そのため、さまざまなステーキホルダーから最終消費者までというバリューチェーン全体に沿って、製品のトレーサビリティと電子申告が紐づけられている。

		CCAMLR	CCSBT	ICCAT
パフォーマンス (続き)	短所	<ul style="list-style-type: none"> 生体重と漁法の報告は求められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 紙ベースのシステムで、記録と報告のためのデータベースとしてしか使用されていない。 データベースは、漁獲記録文書を発行するために設計されたものではなく、これらをリアルタイムで照合することはできない。すなわち、検査官はデータベースで照会しても、紙ベースのCCSBTの様式に従った漁獲記録文書について真正性を確認できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 手続きやソフトウェア使用のルールは、間違いなく小規模漁業者や遊漁者にとって非常に複雑で面倒なままである（特に偶発的に得られた混獲の場合）。 操業の要件（海上無線による漁獲申告、漁船の操業海域から遠くても指定された港を使用すること、上陸許可が出るまでの待機、漁獲物に対する特定のタグの付与、漁獲物の電子申告など）はいずれも小規模な沿岸漁業従事者にとって負担が大きく、不確実性を伴う。そのため、これらは実際にはほとんど実施されていない。 漁業従事者に課せられた報告に関する制約が増すとともにペーパーレスの検証（電子認証）が強化されると、漁獲、水揚げおよび（仲買人などによる）漁業者からの魚の買い取りにおける管理や実地検査（目視による検証）がおろそかになりうるという一般的なリスクがある。

既存の多国間 CDS は別々に制定されたもので、目的や形式も異なる。水産物のトレーサビリティやサプライチェーンの透明性を確保するという点において各制度の信頼性を評価するためには、制度同士を比較するための基準を定める必要がある。コンサルティング会社である MRAG が 2010 年のベストプラクティス調査の中で策定した評価の枠組み¹⁵は、今でも重要な CDS の評価基準となっており、表 3 に示す分析でも基盤となっている。トレーサビリティは、「監視・管理・取締 (MCS)」の各段階において、以下を保証するために必要不可欠なものである。

- ・「**包括性**」— 対象となる漁業で合法的に漁獲されたすべての魚について、その CDS がどの程度の書類を提出するよう求めているか。
- ・「**不侵入性**」— CDS が違法漁獲物の合法的な市場での流通を防ぐ目的でどこまで設計されているか。
- ・「**検証可能性**」— CDS プログラムが、運用（様式にしたがった各書類の記入とその正当性の証明）を保証する立場にある者以外の個人または組織によってどの程度監査されているか。

15 MRAG. 2010. Best practice Study of Fish Catch Documentation Schemes. Available at: <https://www.m2cms.com.au/uploaded/5/Final%20CDS%20Report%20-August%202023.pdf>

表 3 | ICCAT、CCAMLR および CCSBT の漁獲証明制度の信頼性評価

	CCAMLR	CCSBT	ICCAT
包括性	<ul style="list-style-type: none"> すべてのメロ類漁業が対象 (CCAMLR 生産水域外で行われたものも含む) 漁獲証明書の旗国による認証が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 遊漁を除くすべての漁業が対象 養殖場で水揚げされたミナミマグロを含む 漁獲証明書の旗国による認証が必要 ミナミマグロの全個体に対するタグ付けが必要 	<ul style="list-style-type: none"> すべての漁業が対象 (ただし遊漁の場合はタグ付けのみ) 養殖場で水揚げされたかつお・まぐろ・かじき類を含む 漁獲証明書の認証が必要 漁獲されたすべてのタイセイヨウクロマグロにタグが使用されるわけではない
不侵入性	<ul style="list-style-type: none"> e-CDS 漁獲を分割した場合は、分割したそれぞれについて、電子的な漁獲証明書を作成および添付する 自動照合によるデータの妥当性の確認や、漁獲割当量の消化状況のリアルタイムモニタリングなど、多くのプロセスを自動化し、割当量の超過を防止する (内蔵アラートシステムによって漁獲枠の超過を検出) 	<ul style="list-style-type: none"> 紙ベースの CDS。e-CDS に移行することの実現可能性を検証するフィージビリティスタディが実施済み 漁獲を分割した場合は、分割したそれぞれに漁獲証明書の原本を添付する必要がある データの調整や不一致の確認については、多くの手作業を要する 	<ul style="list-style-type: none"> e-CDS だが、紙ベースの文書もまだ一部存在している (仲買人などによる) 漁業者からの魚の買い取り以降に、魚がどのようにバッチに分割されたかを記録する必要がない 自動照合によるデータの妥当性の確認や、超過漁獲を検出する内蔵アラートシステムによる漁獲割当量のモニタリングなど、多くのプロセスを自動化できている
検証可能性	<ul style="list-style-type: none"> 旗国が個別の漁獲証明を都度実施しなければならない 事務局がデータを照合する 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出加盟国および輸入加盟国の両方が書類を提出する 事務局が両方の記録を照合し、照合報告書を作成する 	<ul style="list-style-type: none"> 旗国が個別の漁獲証明を都度実施しなければならない 輸出加盟国のみが書類を提出する 事務局が自動照合を監視する

MRAG の枠組みに続き、今回の分析結果も、これら 3 つの CDS はいくつか欠点があるものの強固で、それぞれの対象魚種やその製品が取引される市場に適していることを示している (表 2 参照)。しかし、いずれの制度も非常にピンポイントに特定の漁業を対象としているため、他の漁業、特に複数魚種を狙う漁業の CDS と整合性を図るプロセスの一環としては、そのまま当てはめることができない。さらに、表 2 および 3 では、この 3 つの CDS が、効果的で信頼性の高いものでありながらどのように異なっているかを示しているが、信頼できる水産物のトレーサビリティを確保するための道筋がそれぞれ異なるため、調和という目標を達成するのは簡単でないということが理解できる。そのため、包括的かつ均質的な KDE のリストに基づいて共通のデータ構造の構築に取り組むことが、調和に向かう最初の一步となる。また、複数の魚種や複数の区分にまたがる漁業に適応できる整合プロセスも提唱されるべきである。そうすれば、単一魚種に特化した CDS データを、複数魚種を対象とする宣言型モデルに置き換えることができないという、現行の特化型 CDS の限界を超えることが可能になるだろう。

高度に専門化した漁業や大規模商業漁業の場合、該当するのは一般に限られた数の船舶であるため、CDS の対象を、より多くの漁業や利用者に拡大すれば、漁獲物のトレーサビリティを確保しなければならない船舶の数が大幅に増えるということを考慮する必要がある。これは、CDS に基づいた漁獲の記録を開始する前に物流やデータベース構成に大きな影響を与えることになる。例えば、ICCAT は最近、タイセイヨウクロマグロ採捕小型漁船の新たな定義を採択したが、それによって、数千隻の情報、特に漁獲許可を持たない小型船舶による混獲の申告情報を船団ファイルに記録しなくなることになった。その結果、加盟国および協力的非加盟国にとっては、船舶登録の更新や宣言型モニタリングといった大きな負担が今後生じるようになったほか、船主や船長にとっては、ICCAT の電子アカウントの作成や電子漁獲報告に関するトレーニングが必要になるなどの大きな制約が生じるようになった。

漁獲証明制度と IOTC の統計証明制度の比較

少数の RFMO では CDS に加えて「統計証明制度 (SDP)」も施行されている。例として、ICCAT では現在、メバチマグロ (*Thunnus obesus*) とメカジキ (*Xiphias gladius*) という 2 魚種を対象とする SDP が進行中である。インド洋まぐろ類委員会 (IOTC) にはメバチマグロの SDP があるが、CDS とは多くの乖離があるため CDS とみなすべきではない。CDS と SDP の主な違いはほとんどが法的なものである。CDS はデータの報告やトレーサビリティの確保に関してより多くの遵守要件を設けているため、SDP より多くの制裁措置につながる可能性がある。しかし、現在 IOTC で進んでいる議論を見れば、SDP は将来の CDS の基準となりうる¹⁶。

メバチマグロの SDP に関する IOTC 決議 01/06 は 2001 年に採択され、当初は市場データの収集を通じてメバチマグロ漁獲量の不明確さを改善することを目的としていた。実際、当時は漁獲量の申告データが過小評価されていたとみられる。SDPのもと、メバチマグロを輸入する加盟国および協力的非加盟国は、収集、編集および提出したすべての SDP データについて、IOTC 事務局に年 2 回報告しなければならないものの、IOTC 管轄域内の缶詰工場向けのメバチマグロなど、例外事項が多い。他とは異なるこの SDP は、単一魚種と限られた範囲の製品のみを対象としている (冷凍メバチマグロのみ対象、活魚は対象外)。2009 年に行われた IOTC の最初の業績評価 (PRIOTC01) では、対象範囲の狭さによって、製品のトレーサビリティに対する SDP の有効性が大きく損なわれているとされた。

本報告書を作成している 2021 年時点では、IOTC には CDS がないが、CDS 作業部会を通じて CDS を設計し定める作業が始まっている。2015 年に実施された 2 回目の業績評価 (PRIOTC02) の結論を受け¹⁷、2018 年第 4 四半期に IOTC の e-CDS 構築に向けた詳細な調査が行われ、2020 年 2 月に開かれた CDS 作業部会の第 3 回会合でその結果が発表された。この調査に基づく提言は主に、現行の SDP に取って代わる IOTC の CDS の制度設計に関するものであり、将来定められる CDS は、他のかつお・まぐろ類を対象とする RFMO と協議しながら策定する

「かつお・まぐろ類に特化したすべての RFMO が運用できる、『e-CDS for tuna (t-CDS)』の制定に向けて、グローバルな協議を開始すべきである。」

べきだとされた。さらに、ICCAT、全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)、IOTC、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) をはじめとする、かつお・まぐろ類に特化したすべての RFMO が運用できる「e-CDS for tuna (t-CDS)」の制定に向けて、グローバルな協議を開始すべきであるとも提言された。t-CDS を定めるためのプロセスは、IOTC 独自の CDS を作るよりも時間がかかり複雑になると思われるが、たとえそうであっても、同じ魚種を対象とする漁業を管理する

各 RFMO が、管轄水域が異なるからと言ってそれぞれ個別の CDS を採用することによって生じる抜け穴や欠陥を減らすことができるだろう。また、各 RFMO の CDS 同士を調和させれば、管理上の負担を最小限にして規制当局の業務を簡素化し、持続可能な漁業管理と国際的な水産物のトレーサビリティの実現に貢献することもできるだろう。

この提案が実現しないとしても、IOTC の独立した CDS が既存のかつお・まぐろ類向けの CDS の調整プロセスと適合性を持つ必要があることに変わりはなく、そうしなければ、すぐに廃れてしまう恐れがある。そのため、将来の IOTC の CDS はベストプラクティスに準拠していなければならない、特に、FAO の指針や推奨されるベストプラクティスに従った完全なデジタルシステムの使用を義務付ける必要がある¹⁸。

IOTC の e-CDS 構築に向けたこの詳細調査から得られたもう一つの重要な結論は、IOTC の将来の CDS が、IOTC の管理下にある高級魚種の大半、つまり少なくとも 8 種を対象とすべきだということである。具体的には、キハダマグロ (*Thunnus albacares*)、カツオ (*Katsuwonus pelamis*)、メバチマグロ、ビンナガマグロ (*Thunnus alalunga*)、ニシクロカジキ (*Makaira nigricans*)、シロカジキ (*Makaira indica*)、マカジキ (*Tetrapturus audax*)、およびメカジキがこれに該当する。

将来の IOTC の CDS について策定プロセスを主導するよう IOTC 加盟国および協力的非加盟国に委任された作業部会が、この詳細調査に基づいて提言を行ったが、これはこの調査の報告書の著者らによる提言よりもやや恣意的な解釈が含まれ、若干慎重な内容だった。IOTC の CDS の策定に関しては、二つの選択肢、つまり IOTC の独立した CDS と、かつお・まぐろ類共通のグローバルな CDS の両方を検討すべきである。また、IOTC の CDS は、

16 IOTC. 2016. Report of the 2nd IOTC Performance Review. Seychelles 2–6 February & 14–18 December 2015 https://www.iotc.org/sites/default/files/documents/2016/04/IOTC-2016-PRIOTC02-RE-_FINAL_0.pdf

17 同上

18 本調査の表 3～5 参照。

当初から電子ツールとして設定しつつも、小規模漁業については紙ベースでの報告を認めるべきである。なお、対象魚種に関して CDS 作業部会は、まず熱帯のかつお・まぐろ類 3 種（メバチ、キハダおよびカツオ）のみから始めて、IUU 漁業のリスク、資源状況の変化、さらには国際取引の規模を考慮しながら、徐々に他のかつお・まぐろ類にも対象を拡大していくことを推奨した。

現在整備中の CDS について

RFMO やその他の地域組織において、現在多くの CDS 構築プロジェクトが進められている。例えば、東南アジア諸国連合（ASEAN）は、ASEAN 独自の漁獲証明制度と電子システム（eACDS）¹⁹ を構築および実施し、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）加盟国²⁰ が導入している。eACDS について特に注目すべきは、全魚種を対象としているにもかかわらず、この制度において最終的に活用する KDE が、漁船に関しては七つ、運搬船に関しては六つしかないという点である²¹。これは、FAO の「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン」に記載されている KDE のわずか半分ほどに過ぎず²²、EU IUU 連合が推奨する 17 項目の KDE²³ や、Global Dialogue on Seafood Traceability（GDST）参加企業が集まって提案した 35 項目の KDE²⁴ よりも大幅に少ない。このことから、最新のシステムであっても最適なトレーサビリティを保証するために必要な KDE を十分に組み込んでいないことが分かる。一方、WCPFC は 2014 年に独自のメバチマグロ向け CDS の策定に取り掛かったが²⁵、本報告書執筆時点ではまだ運用システムを構築できておらず、このために必要な CMM の採択もまだできていない。このことから、独自の CDS について合意形成することの難しさが見えてくる。

現在、深海漁業を対象とする多くの RFMO が、持続可能性とトレーサビリティの向上を目的として CDS を制定することに関心を持っている²⁶。ただし、このうち北東大西洋漁業委員会（NEAFC）だけは、IUU 漁業との闘いにおける（NEAFC 管轄水域などでの）既存 MCS プログラムの有効性を考えると、CDS の導入は必要ないという理由で、原則として反対しているようだ²⁷。

さらなる CDS の構築に関してこうした議論が続けられていることは、CDS をめぐる関心の表れであり、IUU 漁業との闘いとトレーサビリティの向上のために CDS が効果的なツールであるという、現場の専門家やステークホルダーの一般的な見解を示すものである。とは言え、多数の個別の制度が、調整や調和なしに乱立すれば逆効果になる可能性が高いことは明らかで、これについては本報告書でさらに詳しく考察している。



19 SEAFDEC Training Department. 2020. eACDS application: offline technology for catch reporting at sea, supported by Japanese Trust Fund. http://www.seafdec.or.th/home/phocodownload/FisheryKnowledge/IUU/20200430_eACDS-Mobile_CatchReport.pdf; ASEAN. 2017. Catch Documentation Scheme for Marine Capture Fisheries <https://asean.org/wp-content/uploads/2012/05/16-ASEAN-Catch-Documentation-Scheme.pdf>

20 東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）の加盟国は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイおよびベトナムとなっている。

21 eACDS において、漁船に関する KDE は (1) 操業許可番号、(2) 操業日付、(3) 操業海域、(4) 操業開始地点、(5) 操業終了地点、(6) 魚種、(7) 推定重量。運搬船の KDE は (1) 転載元の漁船から得た固有の照会番号、(2) 転載日、(3) 運搬船の固有識別番号および名称、(4) 転載地点、(5) 魚種、(6) 推定重量。

22 FAO. 2017. Voluntary Guidelines for Catch Documentation Schemes. Rome <http://www.fao.org/iuu-fishing/resources/detail/en/c/1132200/>

23 EU IUU fishing Coalition. 2020. A comparative study of key data elements in import control schemes aimed at tackling illegal, unreported and unregulated fishing in the top three seafood markets: The European Union, the United States and Japan. <http://www.iuuwatch.eu/wp-content/uploads/2020/11/CDS-2020-report-EN-WEB-Nov-2020.pdf>

24 GDST. 2020. GDST 1.0 Standards and Materials. <https://traceability-dialogue.org/gdst-1-0-materials/>

25 WCPFC. 2015. CDS-IWG Workplan. <https://www.wcpfc.int/doc/wcpfc11-2014-summary-report-att-o/2015-cds-iwg-workplan>

26 FAO. 2018. Catch documentation schemes for deep-sea fisheries in the ABNJ - Their value, and options for implementation. Technical paper 629 (p 52 and following). <http://www.fao.org/documents/card/es/c/CA2401EN/>

27 Cochrane K, Murawski S, Tahindro A. 2014. NEAFC Report of the Performance Review Panel. https://nammo.no/wp-content/uploads/2018/01/neafr_pr-2015.pdf



II. 水産物のトレーサビリティ向上における多国間漁獲証明制度の役割

片務的制度和比較した多国間制度の強み

RFMOによる多国間CDSの最大の強みは、特定魚種についての漁業全体を対象としていることである²⁸。一方で、EUのIUU漁業規則に準拠した漁獲証明制度や米国のSIMPなどの片務的輸入制度では、個々の市場で流通している魚の一部のみが対象となっている。多国間CDSは、対象魚種をグローバルに管理するツールとしての役割を果たすことで、この欠点に対処している。これにより、対象漁業や水産資源がどのようなものであれ、その魚種全体が漁獲証明書によって管理できる。

多国間CDSの第二の強みは、漁獲物とその加工製品について、サプライチェーン全体にわたるトレーサビリティの実現が可能なことである。取引の都度、製品が国際市場に入る時点から直ちに証明書類が発行され、サプライチェーン全体を通して常に製品に添付されている必要がある。一方、片務的制度では、こうした証明書が求められるのは制度を管理する国の国内市場に製品が入る時点のみであるため、少なくとも理論上は、それ以前の段階で不正が行われる可能性がある。RFMOの多国間CDSによる保護は、輸入時点だけでなく、サプライチェーンの最上流から適用されるため、全面的かつ確実に実施された場合、片務的制度和比べて強力な措置となる。

強力なCDSに対する脅威

魚およびその加工品がIUU漁業に由来するものではないことを保証するための綿密な検査を通じて、広範なトレーサビリティの実現を可能にする漁獲証明書が、多国間および片務的CDSでは導入されている。しかしながら、CDSの乱立によって、これらの制度の成功に対する数多くの脅威が見つかってきている。

限られた地理的適用範囲

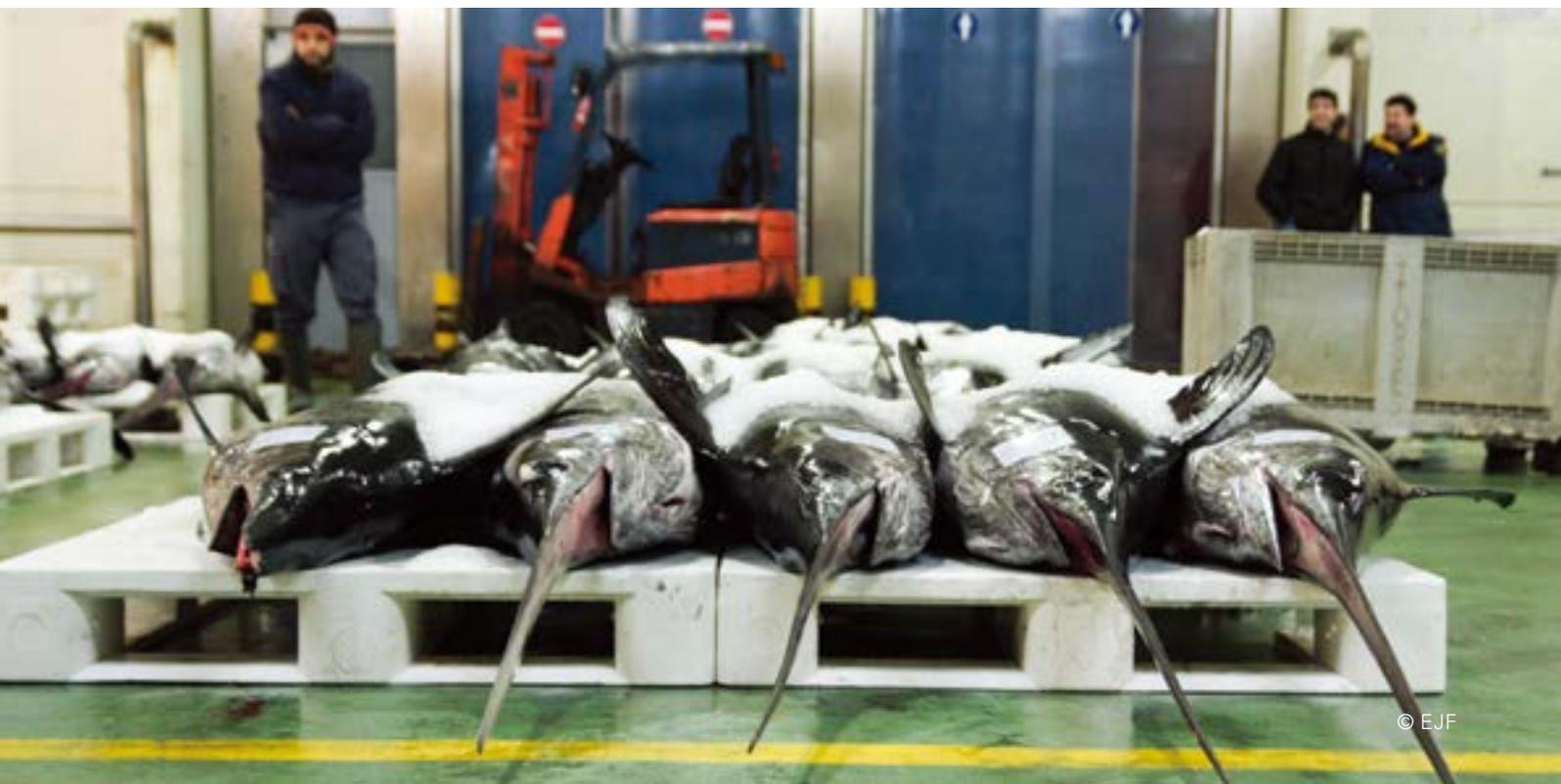
多国間制度の最も明白な弱点の1つが、特定の地域、つまり一般に当該RFMOの条約海域にしか適用できないことである。そのため、同一魚種の個体群が当該RFMOの条約海域外にも存在する場合、または、その魚種が他のRFMOの条約海域にも存在している場合、当該RFMOのCDSでは対応に限界があることがある。ただし、RFMOの加盟国および協力的非加盟国は、漁獲証明書がない場合、また、あった場合でもその発行元について考慮することなく自国港湾での水揚げや転載を許可してはならないため、条約海域外で得られた漁獲についても証明書類が必要となることから、この制約は軽減される。これが特に当てはまるのがCCAMLRだ。CCAMLRは、南インド洋漁業協定(SIOFA)や南太平洋漁業管理機関(SPRFMO)の管轄水域で得られた漁獲物がCCAMLR加盟国または協力的非加盟国に輸入される場合、あるいはこれらの国々から輸出(もしくは再輸出)される必要がある場合に、めろ漁獲証明書(DCD)の発行を必要としている。

さらなる管理上の負担

CDSの乱立は、IUU漁業への有効な対処とはかけ離れたもので、むしろ問題を悪化させる可能性がある。これは、様式の異なる過剰な数のCDSが非常に少ない魚種を対象とすれば、導入されたシステムの数が飽和状態になり、適切に機能できなくなる危険があるからだ。第一に、漁業従事者に求められる管理上の負担が大きくなれば、システムの誤った使用、そして場合によっては使用の完全放棄を誘発するおそれがある。第二に、各CDS間の調和が図られないままCDSが乱立すれば、水産物の輸入管理に当たる機関に極端な負荷がかかる。漁獲物のバッチごとにどのCDSの原則に従って管理するかが変わってくるため、あまりに多くの異なる手続きを実施する必要が生じ、輸入管理業務が圧迫される危険がある。そしてその結果、違法な漁獲物が市場に出回ることを担当機関が阻止できなくなるおそれがある。

28 FAO, 2018. Catch documentation schemes for deep-sea fisheries in the ABNJ - Their value, and options for implementation. Technical paper 629 (52 ページ以降参照のこと)
<http://www.fao.org/documents/card/es/c/CA2401EN/>

デジタルシステムが台頭してきてはいるものの、漁獲物と輸出を確実に管理するためには、漁業者側と税関側の両方で、人間の関与がこの先も必要となるだろう。人材は（数の面でも能力の面でも）限りがあるため、異なる様式の漁獲証明書や漁獲記録文書が増加した場合、管理機能が疲弊するだけでなく、証明書類を認証するための検査の質が著しく低下する危険性も高い。したがって、将来、そして可能な限り現在の CDS に関する取り組みが、CDS 間の調和や統合を目指す数々の方針に従うことで、システム間の相互運用性を確実に一定程度達成することが必須となる。



© EJF

能力と専門知識の欠如

船舶活動の管理責任を有する国（一般的には旗国を指すが、排他的経済水域 [EEZ] 内の操業の場合など沿岸国を指すこともある）は、有効な MCS の枠組みを実施しなければならない。これにより、関連する RFMO の CMM をはじめとする規則に準拠して漁獲が得られたことを証明するうえで必要な管理と認証が可能になるはずだ。MCS 実施の実効的権限を持つ国家機関が発行する証明書には信頼性がある。しかし、例えば 2012 年以降、EU の IUU 漁業規則のもとで 27 ヶ国に対して正式な警告が 29 回も出されているという事実が示すように²⁹、多くの国、特に途上国の MCS の枠組みが、著しい改善を必要としている。また、適切な MCS の枠組みが設立されていても、資金、人的能力、あるいは政治的意思の欠如により、適切に実施されていない国もある。このように、RFMO の保管理体制が定める CDS 要件や基準を遵守している国であっても、管理責任を持つ国家機関が証明書の内容の検証に着手できるようになる前に、証明書自体の有効性を確認するためかなりの時間を費やすケースも珍しくはない。この偏った状況は、認証手続きに関する継続的かつしっかりとしたトレーニング、さらには大量の漁獲証明書が生む多大な業務負担を管理するための十分な手段がなければ、不可避である。これらがなければ、各国が受領した証明書について、単にデータが揃っているかだけでなく、違法活動が一切行われていないことを示す真正な情報が含まれているかどうかを判断できるような形で処理できるとは想像しがたい。

こうした脅威をさらに深刻にする要因がもう二つある。一つ目は、認証や検証を必要とする漁獲証明書の発行数である。輸入国によっては年間 4 万～6 万通、つまり 1 日あたり 110～165 通もの証明書を受領する場合もある³⁰。同様に輸出国でも、毎日数十通もの証明書の認証が必要な場合がある。こうした膨大な証明書の量に加え、水産物は鮮度が落ちやすくサプライチェーン内を迅速に移動させる必要があることから、当局は、転載、用船契約、

29 欧州委員会ウェブサイト上の “Illegal fishing” のページからダウンロードできる “Overview of IUU procedures” を参照のこと（2021 年 9 月閲覧時の情報に基づく）。
https://ec.europa.eu/oceans-and-fisheries/fisheries/rules/illegal-fishing_en

30 EU IUU fishing Coalition. 2016. Risk assessment and verification of catch certificates under EU IUU Regulation. <http://www.iuuwatch.eu/wp-content/uploads/2016/07/Risk-Assessment-FINAL.DEC16.pdf>

分割されたロットなどについてのさまざまな様式の間で記載情報に矛盾がないかを確認するための照会のみを実施し、規則を遵守できているかについてあまり検証することなく、大量の証明書を処理するほかないことも多い。

二つ目は、地域によっては適用される証明書の様式が複数存在するために、大量の証明書による管理業務の負担がさらに増大しているという点だ。実際、RFMOのCDSが増え続けているため、輸出国でも輸入国でも担当行政官の業務は複雑化している。もはや彼らのタスクは、漁獲がどのように得られたかについての厳格なトレーサビリティとリスク評価を確実に実施することではなく、輸出入プロセスの各段階を積荷が通過できるように、要件に準拠した証明書がきちんと添付されているか確認することになってしまっている。これは特に、EUや米国など、片務的CDSが適用される国の市場に魚が輸入される場合に当てはまる。結果的に検査官は、大量の証明書を検査しなければならないという重圧のもと、漁獲について、また、漁獲がどのように得られたかについての情報をくまなく検査できる状態にないため、提出された漁獲証明書の表面的な事柄しか見ないようになっており、違法漁獲を認証してしまう危険性が高まっているのである。

規則の乱立

自国の輸入港から漁獲物が入ってくる国（一般的には寄港国および市場国）は、各CDSが義務付けている管理措置を実施できるよう、各CDS下の現行規則について熟知しておく必要がある。しかし、RFMOのCDS間で規則が異なる場合、特に、あるRFMOが水揚げ港から地理的に遠い海域を管理している場合、これは複雑になり、IUU漁業の事例においてよく見られるように、国や港湾局の輸入管理能力が限られている場合、あるいは複数の国や地域の法律の管轄が及ぶ場合、多大な困難が生じることがある³¹。

多国間CDSを有効に機能させるには、そのCDSのもとで推奨されるトレーサビリティに関する措置を分かりやすくかつ十分に説明することで、各国の当局が無理なくCDSの要件を満たすことができるようにしなければならない。実際問題として、実施すべき措置があまりに複雑な場合、管理が徹底されなくなる危険性が極めて高い。この場合、あらかじめ有効なデータ検証が実施されなかった場合でも、証明書が認証され、輸出プロセスの次の段階へと進むおそれがある³²。そのため、実施された検査が実態を反映していないにもかかわらず、す

「トレーサビリティに関する措置を分かりやすくかつ十分に説明することで、各国の当局が無理なくCDSの要件を満たすことができるようにしなければならない。」

すべての要件を満たしていることを示す漁獲証明書が発行されてしまう可能性がある。この結果、管理業務を担当する行政官のトレーニング不足や、適用すべき規則の複雑さが原因で、違法に捕獲された魚が市場に出回ることになる。

一般的な留意点として、CDSのもとではどのような輸出入についても、管理上の多大な負担が伴う。この負担は、漁獲物がCMMを遵守しているかどうかの評価を担当する公的機関が輸出向け貨物の輸出手続きを進めるために必要だ。これらの機関は、漁獲物がCDSの要件に適合していることを認定するために、漁船の船長からの報告データ、船舶監視システム（VMS）のデータ、さらには検査の際に収集した情報を用いて、漁獲作業の一連のプロセスを完全に再現できなければならない。

反対に、CDSの対象となる製品の輸入手続きを行う際は、税関や国境警備の担当機関が一定水準の正確性を保証できなければならない。

- i. すべての担当行政官がCDSの仕組みを熟知および理解し、すべての書類が公的に管理されなければならない。
- ii. 実行に移される監視の仕組みは、重大な不正取引または重大な不正が疑われる取引を見つけることが可能でなければならない。
- iii. 不正取引が見つかった場合に、輸入拒否、漁獲物の没収、漁業許可の取り消し、貿易制裁、行政処分などといった抑止力のある制裁を実行するための法的または行政的枠組みが存在しなければならない。

31 シーシェパードの報告にある、CCAMLRが管理する資源に関連したIUU漁業が疑われるケース（https://www.seashepherdglobal.org/latest-news/massive_victory_in_the_fight_illegal_fishing）やインターポールのウェブページ“Fighting illegal, unreported and unregulated fishing”（2020年12月7日更新）に示された事例などが、このような状況を示唆している。

32 ClientEarth. 2017. The control and enforcement of fisheries in France. Druel E, Polti S, Brussels. <https://www.documents.clientearth.org/wp-content/uploads/library/2016-12-02-the-control-and-enforcement-of-fisheries-in-france-ce-en.pdf>

税関がこうしたチェックを行うことで、国内市場に望ましくない違法な製品が出回ることを阻止する役割を担う。しかしながら、国の管轄範囲内で寄港国措置を適用している漁業コンプライアンス担当の政府機関とは異なり、通常、税関は水産物を専門としていない。そのため、CDS 管理を担当する機関（税関）と寄港国措置の適用を担当する機関（漁業）の間での情報共有と協力関係を強化し、管理の質を向上させて IUU 漁業への対抗力を高める必要がある。



すべての人の利益のために制度間の整合性を確保する機会はどこにあるのか

片務的 CDS と多国間 CDS の一貫性

CDS ごとに設立理由や目的が異なるため、漁獲証明書に記載する必要がある項目もそれぞれ異なる。既存の制度同士を整合させるための調和のプロセスは、現在までに実施されていない。EU IUU 連合が 2020 年に行った KDE に関する調査では、CDS 間の記載必須事項の違いに焦点を当てている³³。

KDE に関しては、調和の欠如が、近いうちに漁業管理の担当行政官の悩みの種になる可能性がある。漁獲の正味重量を求める CDS もあれば、生重量を求めるものもあるが、換算係数の記載を求める CDS はない。同様に、生産水域についてのデータもあまり詳細なものではないため、実際に操業のあった海域がどの国の管轄なのかを正確に反映しているわけでない。また、漁業許可証、水揚げ港の情報、(固有の船舶識別子 [UVI] である) 船舶の国際海事機関 (IMO) 番号なども、提示が要求される CDS とそうでない CDS とがある。積荷 1 点あるいは輸出書類 1 通を検査するのでさえ、個々の様式に対応しながら、ロットごとに添付されている書類が、確かに違法漁業が行われていないことを示すものであると証明するために体系的な追加調査を行う必要が生じれば、現場担当者が困難に直面することは容易に想像できる。同様に、国際的なサプライチェーンを有する市場参入者は、複雑に絡み合ったさまざまな規則に直面することになり、これらを認識および遵守し、その対応費用を予算に計上しなければならなくなるだろう。さらに、RFMO の CDS 間で見られる著しい食い違いによって、EU の漁獲証明制度や米国の SIMP のような輸入制度との適合性も複雑になっている。

表 4 からは、RFMO の CDS 間で調和がとれていないうえ、二つの主要な輸入制度 (米国と EU の片務的 CDS) との適合性が欠如していることが見て取れる。また、FAO の「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン」の定める要件が不十分であることも浮き彫りにしている。実際、このガイドラインの採用によって得られる進展がどのようなものかを見れば、もっと高い水準の KDE を設定しようという意欲が FAO で欠如していることを悔やむほかない。ASEAN が採択した eACDS のように、最近できた地域レベルの CDS であっても KDE についてはあまり意欲的な内容ではないのも、驚くべきことではない。

主要データ要素

上で見てきた機会と脅威に基づき、表 4 は、国際的な基準に関する取り決めや既存のさまざまなタイプの CDS に照らし、異なる KDE の統合分析と比較分析の結果を示している。この分析は、EU IUU 連合が 2020 年に行った分析調査³⁴を踏まえて実施したものである。

表 4 を見れば、CDS を完成させるうえで最も包括的でバランスの取れた要件のリストを反映しているのは、EU IUU 連合が提案している一連の KDE だ。実際、EU IUU 連合が挙げている 17 項目の KDE は、当局の漁業管理担当者、税関担当者、生産者、輸出入業者といったバリューチェーン内の全当事者にとって関連があり、有用なものである。いずれも具体的なデータ要素で収集と検証が簡単であり、漁業従事者に過剰な負担を強いることもなく、当局が効果的に業務を遂行するために必要なすべてのデータを提供できる。一方、FAO の「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン」が提示する KDE は、あくまで最低基準として受け入れられるべきである。ただし、水産物のトレーサビリティを改善および強化することで IUU 漁業と闘うという、このガイドラインの最大の目的を達成できるほどには十分な包括性を備えていない。GDST が推し進めている基準は、より包括的ではあるものの、多くの小規模漁業従事者にとってはあまりに複雑すぎて実施が難しい。また、漁獲量の明確な定義、輸出入業者や加工地に関する情報といった戦略的データが含まれていないうえ、生重量と加工重量も区別されていない。なお、表 4 では、EU IUU 連合による分析調査 (2020 年) で説明および推奨されている水準の正確性と有効性を達成し、CDS 間の足並みを揃えて調和に向けて前進するために、既存の片務的 CDS と多国間 CDS の間で早急に解消する必要がある隔たりについても特定している。

33 EU IUU fishing Coalition. 2020. A comparative study of key data elements in import control schemes aimed at tackling illegal, unreported and unregulated fishing in the top three seafood markets: The European Union, the United States and Japan. <http://www.iuuwatch.eu/wp-content/uploads/2020/11/CDS-2020-report-EN-WEB-Nov-2020.pdf>

34 同上

表 4 | CDS の主要データ要素の要件

		推奨または実際に適用されている	任意または改善の必要あり	推奨されていないまたは不要							
		CDSについてステークホルダーらが推奨している事項			現行のRFMOの多国間CDS				現行の片務的CDS		現行の地域レベルのCDS
主要データ要素 (KDE)		EU IUU 連合	FAOの「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン」	GDST 1.0	ICCAT	CCSBT	CCAMLR	IOTC ⁱ	欧州連合 (EU)	アメリカ合衆国	東南アジア諸国連合 (ASEAN)
「誰が」	船舶名称		第1条 (b) 項参照								
	固有の船舶識別子 (UVI [IMO 番号])		第1条 (b) 項参照								運搬船のみ必要、漁船は不要
	船籍		第1条 (b) 項参照								
	国際呼符号 (IRCS)		第1条 (b) 項参照								
	輸出者または再輸出者の情報		第1条 (f) 項参照								
	輸入事業者の識別情報		第1条 (g) 項参照								
「何を」	水産製品の種別 (FAO の ASFIS コードを利用)		第1条 (d) 項参照								
	FAO の ASFIS コードに組み込まれた種名		第1条 (b) 項参照								
	推定生重量 (kg)			生重量と加工重量の区別なし							
	加工重量 (kg)		第1条 (d) 項参照								
	海上での転載の申告および許可		第1条 (c) 項参照								
「いつ」	漁獲日 (または収穫日)		第1条 (b) 項参照 ⁱⁱ								
「どこで」	生産水域		第1条 (b) 項参照								
	漁業許可		第1条 (e) 項参照 ⁱⁱⁱ								
	水揚げ港		第1条 (b) 項参照								
	加工地										
「どのように」	漁法										

i 厳密には CDS ではないが、メバチマグロに関する IOTC の統計証明制度 (SDP) を指す。

ii FAO のガイダンスではっきりと示されておらず曖昧である。第1条 (b) 項で「漁獲と水揚げに関する情報 (漁船または船団 [小規模漁業]、魚種、生産水域、水揚げ情報など)」と記載があるのみ。

iii FAO のガイダンスではっきりと示されていない。第1条 (e) 項で「発行機関が、詳細な連絡先などといった漁獲証明書の情報を確認」と記載があるのみ。

情報共有とデータ照合の改善

既存の CDS と今後生まれる CDS との間で、一貫性のある KDE 一式（EU IUU 連合が提案しているものなど）を軸に整合性を図ることで、バリューチェーン内のさまざまな当事者、特に、税関業務や水産業務など、管理を担当する行政官の間での情報共有が促進されるだろう。これにより、検査業務の効率を最適化しつつ、組織的な取り組みやトレーニングを調和させることが可能になる。整合性が高まれば、これに加えて、矛盾点の検出またはリスク評価の提案を目的とする、漁獲証明書の自動処理のための最新 IT ツールの開発や普及も促進されるだろう。

経費削減と貿易の円滑化

一貫性のある基準一式（KDE など）と CDS の整合性を持たせれば、複数の RFMO の管轄水域にまたがって生息する個体群から得られる水産資源、あるいは、回遊性が高いために複数の RFMO が管理する魚種について、トレーサビリティの原則が調和されるだろう。守るべき基準の数が減れば、漁業従事者の管理上の負担や、コンプライアンス関連費用が削減される。これにより、必然的にコンプライアンス意識が向上するとともに、漁獲証明書の共通基準の設定によって貿易も促進される。



Ⅲ. 調和のとれたグローバルな漁獲証明制度を策定するための最低基準の提案

既存の CDS と、他の RFMO で今後策定される CDS、そして現在対象でない魚種を対象に今後策定される CDS との間で一貫性を持たせるには、さまざまな制度間で調和が進むように、統合と整合に向けて取り組む必要がある。こうした調和は、グローバルトレーサビリティを実現するために生じる負担が、各国の規制当局にとって対処しようのない規模にならないようにするために必要なものである。

整合性を確保するために今回提案するプロセスでは、単一魚種あるいは複数魚種を対象とする大規模商業漁業、零細漁業や小規模漁業、国家の管轄水域で行われる漁業、そして国家管轄権を超えた海域（ABNJ）で行われる漁業など、既存の漁業の主な分類が考慮されている。漁業の理想像として、1種類の漁具のみを用いて単一魚種に特化したものを思い浮かべやすいが、現実にはそのような漁業は比較的珍しいどころか特殊でさえある。複数の対象魚種と、それらと混獲されるが一定以上の商業価値がある魚種に加え、非常に多様な漁業の構成単位や漁具についても一本化しなければならないという非常に複雑な過程において、トレーサビリティの構築は、その一部に過ぎない。このようにさまざまな要素が相互作用をしているため、漁獲記録の保管や監視をするための条件だけでなく、漁業管理についてステークホルダーに課されるグローバルな制約が増えないようにするための条件も複雑化している。CDS 間の整合性が取れなければ、漁獲データやマーケティングデータを効率良く収集することができず、情報の信頼性が損なわれるおそれもある。したがって本調査では、関連する個体群と IUU 漁業活動の発展に対する影響という観点からの客観的なリスク分析を考慮したうえで、CDS 間の整合性の向上を進展させるために必要な条件を分析した結果を示す（結果は次ページの表に記載）。業界³⁵、市民社会³⁶、また、FAO の資料³⁷などが近年支持している主要な KDE は、CDS 間の足並みを揃える過程をサポートできるベストプラクティスを反映しているため、今回の提言は、これらの KDE から着想を得ており、一部はそのまま含まれている。なお、現場の専門的知見に基づいて、適用範囲や内容を強化するとともに、責任の所在を明確にすることを目的に、既存の KDE のベストプラクティス（表 4 参照）を補完するため、表 5 にはいくつかの追加的な提案も加えられている（表 5 の赤字記載箇所）。



© Oceana

35 GDST. 2020. GDST 1.0 Standards and Materials. <https://traceability-dialogue.org/gdst-1-0-materials/>

36 EU IUU fishing Coalition. 2020. A comparative study of key data elements in import control schemes aimed at tackling illegal, unreported and unregulated fishing in the top three seafood markets: The European Union, the United States and Japan. <http://www.iuuwatch.eu/wp-content/uploads/2020/11/CDS-2020-report-EN-WEB-Nov-2020.pdf>

37 Hosch, G. & Blaha, F. 2017. Seafood traceability for fisheries compliance – Country-level support for catch documentation schemes. FAO Fisheries and Aquaculture Technical Paper No. 619. Rome, Italy - <http://www.fao.org/3/a-i8183e.pdf>

表 5 | グローバルな CDS モデルのための専門的提案

義務

推奨または任意

不要となっているが今回追加的に提案

今回評価した KDE とベストプラクティスとして特定した事例に加え、以下の要件を追加することで、私たちが提案するグローバルな CDS モデルは、より強固なものとなるだろう。

含まれるべき 主要データ要素 (KDE)	単一魚種を対象とする 大規模商業漁業	複数魚種を対象とする 大規模商業漁業	零細漁業および 小規模漁業	混獲 (投棄魚も含む)
漁獲証明書のフォーマット	電子化 ⁱ 。正式な認可通知（と照会用の漁獲証明書番号）が付与される	電子化。正式な認可通知（と照会用の漁獲証明書番号）が付与される	電子化。ただしその国およびステークホルダーの能力によっては、電子化に向けた移行期間として、紙ベースで正式な認可通知（と照会用の漁獲証明書番号）を付与することが検討可能	電子化。ただしその国およびステークホルダーの能力によっては、電子化に向けた移行期間として、紙ベースで正式な認可通知（と照会用の漁獲証明書番号）を付与することが検討可能
船舶名称	<ul style="list-style-type: none"> FAO のグローバルレコードに登録されている名称^{※訳注} RFMO に登録した名称 	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> FAO のグローバルレコードに登録されている名称 RFMO に登録した名称または当該 CDS に個別に登録された名称（船舶またはその代表者が登録し、旗国が認可したもの）
固有の船舶識別子 (UVI)	IMO 番号	同左	IMO 番号。ない場合には RFMO 登録番号または国内登録番号	IMO 番号。ただし、IMO 番号が適用できない場合は、RFMO 登録番号または国内登録番号
船籍	国名	国名または RFMO 番号中の国別コード	RFMO 番号中の国識別コード	国名（ABNJ での操業の場合）または、RFMO 登録番号中の国識別コード
国際呼符 (IRCS) およびその他のツール ⁱⁱ	IRCS	IRCS	IRCS または自国政府に定められた無線呼出符	IRCS または自国政府に定められた無線呼出符
バイヤー、輸出者 ⁱⁱⁱ または再輸出者の情報（識別情報）	当該事業者の氏名、住所、電話番号、法的な識別番号、購入、輸出または再輸出の地点、輸送についての詳細情報	同左	同左	同左
輸出者または小売会社の情報	当該事業者の氏名、住所、電話番号、法的な識別番号、輸入または小売の地点、輸送についての詳細情報	同左	同左	同左
水産製品の種別	<ul style="list-style-type: none"> FAO コード^{iv} 生鮮水産物および未精製、未加工製品の情報を優先^v 	同左	同左	同左
魚種名	FAO の ASFIS コード	同左	同左	同左

含まれるべき 主要データ要素 (KDE)	単一魚種を対象とする 大規模商業漁業	複数魚種を対象とする 大規模商業漁業	零細漁業および 小規模漁業	混獲 (投棄魚も含む)
推定生重量 (kg)	<ul style="list-style-type: none"> ラウンド重量とドレス重量 (CDS 制定国と RFMO の間での) 換算係数の調和または相互承認 必要な場合、魚の個体数、個体重量 (および中央値) および標識タグの個数を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ラウンド重量とドレス重量 (CDS 制定国と RFMO の間での) 換算係数の調和または相互承認 必要な場合、魚の個体数、個体重量 (および中央値) および標識タグの個数を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ラウンド重量とドレス重量 (CDS 制定国と RFMO の間での) 換算係数の調和または相互承認 必要な場合、魚の個体数、個体重量 (および中央値) および標識タグの個数を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ラウンド重量とドレス重量 (CDS 制定国と RFMO の間での) 換算係数の調和または相互承認 「Bycatch」と「Accidental bycatch」を区別すること^{vi}
加工重量 (kg)	一部の種別の重量については、定義を明確化または簡素化したうえで、製品種別ごとに適用可能な換算係数による補完を実施 ^{vii}	同左	同左	同左
海上での転載の申告および許可	許可番号および最小限の情報 (船舶情報、転載の日付および水域、魚種、推定転載重量、UVI、転載元の船舶)	同左	転載が許可された場合、具体的なプロセスを策定しなければならない	同左
漁獲日	漁獲および水揚げの年月日と時刻	同左	同左	同左
生産水域	EEZ 国別コード、RFMO の水域区分および FAO 漁獲統計海区番号	同左	同左	同左
魚の移送許可 ^{viii}	移送許可を得た具体的な件数または RFMO の許可船リスト ^{ix} への登録情報から一般的に推定できる件数	同左	同左	RFMO への操業登録、または混獲の申告のための個別登録 (船舶またはその代表者が登録し、旗国が認可)
水揚げ港	記載あり	記載あり	記載が推奨されるか任意であり、これに加えて、小規模漁業の場合は具体的な状況と制約 ^x をまとめる。なお、貿易の申告書では、(仲買人などによる) 漁業者からの魚の買い取りまたは輸出の地点を示す必要がある	記載が推奨されるか任意であり、これに加えて、小規模漁業の場合は具体的な状況と制約をまとめる。なお、貿易の申告書では、(仲買人などによる) 漁業者からの魚の買い取りまたは輸出の地点を示す必要がある
加工地	<ul style="list-style-type: none"> 加工、輸入および認可をした国 商業的情報と紐づけること 	同左	同左	同左
漁具または漁法	FAO コード	同左	同左	同左

含まれるべき 主要データ要素 (KDE)	単一魚種を対象とする 大規模商業漁業	複数魚種を対象とする 大規模商業漁業	零細漁業および 小規模漁業	混獲 (投棄魚も含む)
範囲および実現可能性				
(漁獲および取引の管理制度 における) 対象魚種	全魚種	同左	同左	同左
漁獲および取引に関する データの収集および送信	デジタルかつリアルタイム	同左	デジタルかつリアルタイムとするが、これ が不可能な場合は、漁獲または水揚げ 後 48 時間以内のデータ送信でも可能 ^{xi}	デジタルかつリアルタイムとするが、これ が不可能な場合は、漁獲または水揚げ 後 48 時間以内のデータ送信でも可能 ^{xi}
検証および認証の責任を負う 規制当局またはステークホル ダー	旗国または寄港国	同左	同左	同左
IUU 漁業などのリスクがある 操業および取引を対象とする リスク評価	漁獲、水揚げおよび (仲買人などによる) 漁業者からの魚の買い取り	同左	同左	同左
国と RFMO の間のデータ 交換	自動で実施	同左	同左	同左
CDS 間の照合と補完的 検査 ^{xii}	CDS の管理上の目的を達成するため、 漁獲申告の検査についての最低検査水 準を毎年設定	同左	同左	同左

- i 機密性保持のため、ログオン手続きは個別とする。e-CDS のユーザーは 4 グループに分けられ、各グループ用にカスタマイズされたインターフェースが使われる (Hosch, 2018 による)。
- ii FAO. 2017. The marking and identification of fishing vessels: <http://www.fao.org/3/a-i7783e.pdf>
- iii 輸入および輸出の概念があまりに厳格であるため、国内取引のみのバイヤーと小売業者の統合はできない。特に地元市場をはじめ国内市場での消費用となっている零細漁業の漁獲物など、生鮮水産物の商業的トレーサビリティによって、輸出入に関与しないステークホルダーを特定しなければならない。これにより、漁獲物の行き先に応じて、対内 (国内) 貿易申告と対外 (国際) 貿易申告という 2 種類の申告制度が生まれることになる可能性もある。
- iv FAO and WHO. 2009. Codex Alimentarius. Code of practice for fish and fishery products. First edition: <http://www.fao.org/3/a1553e/a1553e00.pdf>
- v 操業の実態と適用可能な CMM を関連付ける必要がある。特に漁業機会の整備 (漁獲割当量と最大持続生産量 [MSY] の方針) と、それに対応して毎年加盟国により設定または更新されたうえで RFMO に提出される漁業管理計画とを関連付ける必要がある。
- vi 最小許可重量がこれにより異なってくるはずであるため (ICCAT の場合など)。
- vii RFMO による用語集などが定める加工重量の種別の一部 (ドレス重量など) は、必ずしも漁業者や検査官にとって理解しやすいわけではない。また、生重量 (ラウンド重量) ベースになっている個別割当量や世界全体の総漁獲可能量から差し引くために、これらの種別の加工重量が申告や検査の際に求められるが、その記録や報告の方法は、特に混乱を招くものである。
- viii 番養の前または後で活魚を移送する場合、あるいは、後に、転載元の船舶を売却する場合。また、名称変更や許可証などの移転を実施したうえで転載元の船舶を、転載水産物を受領する船舶に変更する場合。
- ix 加盟国が毎年送付および更新する。
- x 非常に多くの港湾が点在し孤立しているうえ、時には規制当局の者が現地にいない場合であっても、小型漁船がそこで水揚げと漁獲の販売を行わざるを得ないことがある途上国や地中海でこれは特に必要になる。CDS は体系的に適切な水揚げ港を指定してくれるものではない。どこで水揚げをするべきかは、船主に適用される国単位の規制で示されるものであり、RFMO にも通知される。しかしながら、必ずしも漁獲証明書などには示されない情報である。
- xi 小型漁船では、正確な最終重量 (ラウンド重量) が水揚げ時に計測される場合が多い。これにより、海上で計測された推定重量に誤りがあった場合も、水揚げまたは入港に関する事前通知が出された後の漁獲証明書の修正が可能となる。
- xii これにより、(オンラインでの) 漁獲証明書の認証や検証に加え、操業状況、漁獲物および取引 ([仲買人などによる] 漁業者からの魚の買い取り) が漁獲証明書の記載内容と合っているかを見る実地検査を、旗国または寄港国の当局がきちんと実施したかを確かめることが可能になる。必要であれば、国の能力と状況の範囲内において、最低検査実施率を設定するという方針も想定される。

※訳注 FAO によるイニシアチブである「Global Record of Fishing Vessels, Refrigerated Transport Vessels and Supply Vessels (Global Record)」による船舶の登録を指す (<https://www.fao.org/global-record/en/>)

最終提言

RFMO の CDS と市場国の片務的な CDS は、どちらもトレーサビリティと IUU 漁業への対処を強化する非常に有効なツールである。一方で、異なる制度が乱立するという状況がますます広がってきている。近年、二つの市場国と三つの RFMO が、さまざまな形態の CDS を策定し実施しており、さらなる発展の兆しも見えている。この傾向は確かに称賛に値する一方、既存の CDS 間で整合性や調和が欠如しているという現状は、不釣り合いなコストと余分な業務負担をもたらすため、多くの場合、漁業者と規制当局の両方にとって逆効果となっている。さらに、この状況によって、CDS のようなトレーサビリティシステムの有効性が、以下の面で脅かされるおそれがある。

- i. サプライチェーン全体を通して、さまざまな専門的な仲介業者の間で水産製品を追跡すること
- ii. 水産物の合法性を確保すること
- iii. IUU 漁業と闘うこと

したがって、RFMO の加盟国および協力的非加盟国に対しては、CDS 間の整合性を確保し、新たな CDS の対象範囲や制度設計についてはベストプラクティスに従いながら、同時に、CDS の対象魚種および対象地域をさらに拡大することを強く求める。各 RFMO には、以下を行うことを推奨する。

1. 管轄水域内の全魚種を対象とする CDS を策定し、以下を整備すること。
 - ・ 漁獲記録文書の作成に関する明確な規則
 - ・ 操作がシンプルで、直感的かつ簡単に作成できるユーザーフレンドリーなツールやインターフェース
 - ・ データの完全性を保証するため、偽造が難しく信頼できるツール
 - ・ データの入力や確認に責任を持つ者、つまり、漁業従事者、漁業規制当局および税関に対し、過剰な負担をかけることなくデータの照合を促進できるツール
2. デジタルデータの入力に加え、検証と認証のためにデータの参照と（データベースにリンクした、QR コードやオンラインデータ検証ページへのリンクなどの）管理手段を可能にし、また、外部データベースとの電子データのやり取りを促進する電子システムを構築すること。
3. 少なくとも、EU IUU 連合が示した 17 項目の必須 KDE が求める内容を e-CDS に組み込むこと。このうち特に、活魚（畜養魚）と死魚の両方について、生重量（ラウンド重量）と正味重量（加工重量）の体系的情報を組み込むこと。必要があれば、KDE の内容とその機能性に関する追加情報を提供すること。
4. 漁獲記録文書の準備、認証、そして漁獲証明書の発行についてどの機関やステークホルダーが責任を負うのかについて、明確にすること。
5. データ照合、リスク評価、目標設定（最低検査実施率など）に関する強力な手続き体系を定めること。
6. 市場国間でデータをやり取りするための仕組みを強化すること（共通のデータフォーマット、システムの相互運用性など）。
7. かつお・まぐろ類を扱う RFMO すべてで共通して使える、すべてのかつお・まぐろ類魚種およびその近縁魚種を対象とする普遍的整合性のある CDS モデルを作ること。
8. かつお・まぐろ類以外を扱う RFMO すべてで共通して使える、かつお・まぐろ類以外の魚種を対象とする普遍的整合性のある CDS のモデルを作ること。
9. CDS 間で効果的に整合性を持たせるための国際基準の採択を促すこと。また、その実施のために必要な技術的および法的な条件の採用を促すこと。

合意された基準に足並みを揃えた CDS を定めるためには、かつて IOTC が神戸で実施したような交渉ラウンドからまず始められるかもしれない。すなわち、IOTC の作業部会が提言したように、すべてのかつお・まぐろ類を対象とする漁業を網羅し、他のいかなる制度にも優先されるいわば「tuna super-CDS（かつお・まぐろ類包括 CDS）」を作るために、世界の五つの RFMO 間の協力および調整を図るプロセスを立ち上げるところから始めるということだ。しかし、仮にこれが成功した場合でも、この方法ではカバーできる範囲が限定的なままとなるだろう。FAO の「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン」を、いかなる新たな CDS を作るためであっても土台となるような、より拘束力があり、技術的な詳細に言及し、かつ規制も多い文書に変身させるような、より一般的でグローバルな枠組みの採択に向けて進むことが間違いなく必須になるだろう。トレーサビリティ、さらには新たな CDS を生み出

すためのイニシアチブの必要性がますます高まっている状況において、まずは強力な最低限の KDE の基準を設定するところから始め、FAO のサポートを受けながら、CDS 間の整合性を図る作業を開始することが喫緊の課題となっている。

現在および今後の CDS が、本報告書で概説しているベストプラクティスの原則にしたがって発展することは、段階的な整合性の向上を開始し、高度な調和を達成するために非常に重要である。これにより、漁業従事者と当局の IUU 漁業対策の効率が向上するほか、海洋のレジリエンス（回復力）、資源、さらには海洋に暮らしを委ねている人々の食料安全保障と生業を犠牲に消費者の食卓に水産物が並ぶという状況を防ぐことができるだろう。





EU IUU FISHING COALITION

IUUwatch.eu